

香川県報



第 88 号

平成 18 年

11月 7 日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	保安林の指定の解除予定の通知	（みどり保全課）	一
告示	道路の供用開始	（道路課）	一
公告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 争議行為を行う旨の通知	（県民参画課） （労働政策課）	二
	土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	三
	土地改良区の役員の就退任の届出	（都市計画課）	三
	香川県都市計画公聴会の開催		

告示

香川県告示第六百五十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成十八年十一月七日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 解除に係る保安林の所在場所
 仲多度郡まんのう町炭所西字新池一七六一の一・字長谷二〇九一の三・二〇九一の四
 ・甲二〇九二の八・乙二〇九二の三・二〇三の三（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
 ・乙二〇九二・二〇九三合併二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

甲二〇九二の九（国有林）
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 公園用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）
 香川県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十一月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
 二 路線名 土庄福田線（二十六号）
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
小豆郡土庄町大字黒岩字中上四五三番一 地先から	一四・二	一五	平成十二年 香川県告示 第五百九十 五号、平成 十四年告示 六百四十六 号、平成十 五年告示第 三百十三号 で変更した 区域
小豆郡土庄町大字黒岩字東新座五二七番一 地先まで	一九・二		
小豆郡土庄町大字黒岩字東新座五二九番地 先から	一五・六	七五二	
小豆郡土庄町大字小馬越字窪甲二〇七番一 地先まで	三四・二		

四 供用開始の期日 平成十八年十一月七日



公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十二月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十八年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人あじさいの会

川上 美佐子

高松市国分寺町国分二二八四番地一

三 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する社会情勢の中にあつて、地域社会を豊かで住みよくなるため、高齢者や障害者などに愛・忍耐・技術をもって福祉活動に関する事業を行い、福祉の充実した町づくりの推進に寄与することを目的とする。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、高松赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十八年十月三十日通知があつた。

平成十八年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十八年秋季末要求の完全獲得を目的とする本組合とその相手方である高松赤十字病院並びに日本赤十字社に対する争議

二 日時

平成十八年十一月十日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間

三 場所

香川県高松市番町四丁目一番三号

高松赤十字病院の構内又は各職場

四 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための一切の争議を単独または併用して行う。

但し、救急患者および入院中の重傷患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除くものとする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月二十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月十四日から同年十二月四日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 須鼻前地区	坂出市環境経済部 農林水産課
"	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）大番 北地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 城の角地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 須賀地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東梶西地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業計画を変更することについて平成十八年十月二十三日認可した。

平成十八年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
琴平町土地改良区	基盤整備促進事業（かんがい排水事業）苗田地区
〃	基盤整備促進事業（農道整備事業）苗田地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、多度津町土地改良区から役員の変更及び就任について次のとおり届出があつた。

平成十八年十一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
一 退任した役員			
理事	佐々木 勇	仲多度郡多度津町大字山階一〇三四番地	平成一八、九、三〇
〃	高島 勝美	大字西白方六八〇番地	〃
〃	清水 利秀	北鴨一丁目二番三〇号	〃
〃	山本 孝	大字葛原一六七〇番地	〃
〃	合田 勤	堀江四丁目一番四号	〃
〃	宮本 謙藏	大字南鴨一五番地	〃
〃	三田 守	大字三井五九〇番地	〃
〃	松川 壽憲	大字山階一七六三番地	〃
〃	香川 貢	大字庄六八三番地	〃
〃	石川 敏幸	大字青木九四番地	〃
〃	田中 怜	大字奥白方一三五五番地	〃

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
二 就任した役員			
理事	佐々木 勇	仲多度郡多度津町大字山階一〇三四番地	平成一八、一〇、一
〃	高島 勝美	大字西白方六八〇番地	〃
〃	清水 利秀	北鴨一丁目二番三〇号	〃
〃	石川 敏幸	大字青木九四番地	〃
〃	中野 守泰	大字南鴨六一六番地	〃
〃	三宅 忠敬	堀江三丁目四番一〇号	〃
〃	長目 俊彦	大字葛原一四七六番地	〃
〃	志村 忠昭	大字道福寺四六八番地二	〃
〃	山口 高義	大字三井四二七番地一	〃
〃	松川 壽憲	大字山階一七六三番地	〃
〃	香川 貢	大字庄六八三番地	〃
〃	秋山 英雄	大字見立一三二六番地	〃
〃	尾崎 千利	大字奥白方六九九番地	〃
〃	瓦谷 稔	〃 三一五番地	〃
〃	村井 保夫	大字東白方一二四番地一	〃
〃	土田 忠芳	大字葛原一九六八番地	〃
〃	山崎 賢三	大字山階二〇三五番地	〃
〃	中津 幸雄	大字西白方四八八番地	〃

香川県都市計画公聴会規則（昭和四十五年香川県規則第二十一号）第二条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成十八年十一月七日

香川県知事 真 鏡 武 俊

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成十八年十二月二十一日(木曜日) 午後一時半から	観音寺市坂本町二丁目一番七号 三観公域防災センター

二 意見を聞くことのある地区の家の建設

地区のおおむね

三 公述の申出の方法及び期限

公議会に出席して意見を述べようとする者は、平成十八年十一月二十一日(火曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く)に、意見の提出並びに住居、氏名、年齢及び職業を公述申出書(香川県土木部都市計画課、観音寺市建設経済部建設課及び三豊市建設経済部建設課に提出)として提出し、同日または翌日がある年のこの限りを超えない。ただし、除来による場合は、同日または翌日がある年のこの限りを超えない。

四 開催の中止

三日前に公述の申出がなかった場合は、一日前には公議会の開催を中止する。

別記

観音寺地区計画区域の整風家の建設及び三豊市土木部都市計画課の決定家の建設

1 観音寺都市計画道路に3・3・19号 植田本大線を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置		区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点		主 経過地	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・3・19	植田本大線	観音寺市植田町上	観音寺市大本町北	観音寺市吉岡上	地表示	4車線	29m	
					約2,040m				

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び観音寺市建設部都市整備課において公述申出の期限まで閲覧に供する。

2 三豊市都市計画道路を次のように決定する。

種 別	名 称		位 置		区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点		主 経過地	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・3・1	植田山線	三豊市町植田南	三豊市町甲新田	三豊市町高野上	地表示	4車線	29m	
					約2,590m				

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課において公述申出の期限まで閲覧に供する。